

広域合併団体の実態に応じた普通交付税措置を求める意見書

国策として進められた「平成の大合併」により、新潟県内の市町村数は、合併前の 112 市町村から 30 市町村に再編され、市町村数の減少率 73.2% は、長崎県、広島県に次ぐ全国 3 位の合併先進県であり、本市においても平成 16 年 3 月 1 日に 1 市 7 町 2 村の 10 市町村により、人口 7 万人・市域 855 km²の広域合併団体となったところである。

本市では、平成 21 年 12 月に策定した佐渡市将来ビジョンにおいて、歳出・歳入一体改革に向けた取組み及び成長力強化戦略を定め、独自の行財政改革に取り組んでいる。また、議会においても、合併前の議員定数 158 人を平成 24 年の改選時には 24 人とするなど、歳出の削減に努めているところである。その一方で、新市としての一体感の醸成に資するための道路等のインフラ整備、地域振興策や市民の窓口となる支所及び行政サービスセンターの配置、離島の特殊性ゆえ生じている少子・高齢化の急速な進行による過疎化対策といった合併市特有の行政需要が生じている。

そのような中、平成 26 年度からは、普通交付税算定の特例措置である合併算定替が段階的に縮小され、平成 31 年度には、実質的な普通交付税が年間約 70 億円減少することにより、予算規模は 150 億円余の削減が見込まれている。

普通交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するものである。現行の普通交付税の算定方法では、支所等の出先機関の運営に係る経費などの合併に伴う独自施策の行政需要が的確に反映されておらず、普通交付税算入額と決算額に大きな乖離が生じているのが現状である。

よって、国においては、合併により広域化した市町村特有の財政需要の実態を的確に把握した上で、次の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 合併市が今後も一体となって市民サービスを維持し、将来のまちづくりが力強く推進できるよう、合併算定替の終了によって捻出される財源の相当額を還元すること
- 2 還元にあたっては、合併市であるがゆえに削減できない財政需要や新たな財政需要を普通交付税の算定に適切に反映すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 26 日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄